

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年6月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600843号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700010号

第1 結論

昭和53年4月から昭和57年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和57年6月まで

年金に関心は無かったが、夫が起業した際に当時の税理士から年金について指示があり、家を新築した昭和53年4月頃にA市役所において国民年金の加入手続きをし、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付期限に遅れないように納付していた。

国の記録では、夫が保険料納付済となっているところについて、私については納付済と記録されていないのはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、夫が起業した頃からつきあいのある税理士から、国民年金に加入するように指示があり、自宅を新築した昭和53年4月頃にA市役所において夫婦で国民年金に加入し、請求者が夫婦二人分の国民年金保険料を納付期限に遅れないように、納付していたと陳述している。

しかしながら、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿及びB県C市の年度別納付状況リスト(昭和59年5月10日現在)によると、請求期間のうち、昭和55年10月から昭和56年3月までの期間及び昭和57年4月から同年6月までの期間については、保険料免除期間であることが確認でき、保険料納付が免除されていることから、現年度納付書が発行されない期間である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、夫婦二人分が連番で払い出されており、請求者夫婦に対して当該手帳記号番号が記載されている年金手帳を昭和55年11月13日に交付したことが確認できることから、請求者の請求期間のうち昭和55年3月までの国民年金保険料は過年度納付となることから、請求者の夫のA市国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳では、当該期間について過年度納付であったことが確認でき、過年度納付をした記憶はないとする請求者の陳述と異なる上、請求者については、A市の国民年金被保険者名簿及びB県C市の年度別納付状況リスト(昭和59年5月10日現在)によると、昭和55年3月までの期間につ

いて過年度納付の記録が確認できない。

さらに、請求期間のうち昭和55年4月から同年9月までの期間及び昭和56年4月から昭和57年3月までの期間は、請求者の夫については、A市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により、当該期間について保険料納付済であることが確認できるものの、請求者については、当該期間について、未納と記録されていることがA市の国民年金被保険者名簿、B県C市の年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日現在）及びオンライン記録により確認できる上、昭和55年10月から昭和56年3月までの期間及び昭和57年4月から同年6月までの期間については、請求者の夫は、A市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により、現年度納付をしていることが確認できるものの、請求者については、上記のとおり、保険料免除期間である。

これらのことから、請求者が請求期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付した形跡は見当たらない。

そのほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。